

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2021年10月から2022年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則1	方針の策定 及び開示	<ul style="list-style-type: none"> JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)は2014年5月に日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明して以来、当社の「日本版スチュワードシップ・コードに対する取組み」(以下「取組み」といいます。)に基づいて、各原則についてコンプライまたはエクスプレインしております。取組みはホームページにて公表しております。 当社を含むJPモルガン・グループのアセット・マネジメント部門(以下「当社グループ」といいます。)では2021年にサステナブル・インベスティング監督委員会(Sustainable Investing Oversight Committee)を設けました。当委員会は各運用部門(Chief Investment Officers)、リスク部門、コンプライアンス部門、そしてサステナブル・インベスティング部門の最高責任者及びスチュワードシップの責任者によって構成されており、戦略的な視点からスチュワードシップ、ESGインテグレーション、ネット・ゼロ・コミットメント、規制対応等の活動を監督する機能を持っています。 当社グループにおいては、サステナブル・インベスティング部門内に設けられたインベストメント・スチュワードシップチームが、各運用拠点においてスチュワードシップ活動を統括・推進しております。当社グループの日本拠点である当社においても、2020年にインベストメント・スチュワードシップ部を設け、現在2名のスチュワードシップ担当者がグローバルのスチュワードシップチームと連携しながら、ポートフォリオ・マネジャー、アナリストなどの運用担当者と協働で投資先企業へのエンゲージメントを推進しております。 当社グループは国連による「責任投資原則」(United Nations Principles for Responsible Investment)に2007年2月に署名しており、当社は当社グループの海外拠点の担当部署とスチュワードシップ活動に関するベスト・プラクティスを共有しながら活動しています。 <p>以上のことから、原則1への対応は適切に行われていると評価しております。</p>	日本版スチュワードシップ・コードに対する取組み

日本版ステewardシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2021年10月から2022年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則2	利益相反管理	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、J.P.モルガン(当社、JPモルガン証券株式会社、JPモルガン・チェース銀行東京支店、JPモルガン・マンサール投信株式会社及び当社)の「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる基本原則において、「取引においてお客様との利益相反の可能性のある取引を適切に管理すること」、「適切なガバナンス体制を維持すること」を掲げております。 当社の「お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況」において、当社は取引におけるお客様との利益相反の可能性を可能な限り詳細に把握し、かつその可能性がある場合には適切に管理することを掲げており、「利益相反管理の取組み」を定めております。また、取組み状況についても開示しております。 なお当社では、「日本版ステewardシップ・コードに対する取組み」で、議決権の行使における利益相反に対応するための類型化された方針を具体的に定め、ホームページにて公表しております。 ビジネス・コントロール部(当社において内部管理に係る様々なプログラムを管理・運営)が行った当社の顧客、販売会社、主要取引先の2021年7月から2022年6月に開催された株主総会における議決権の行使判断のモニタリングで、利益相反に関する問題は認められませんでした。 	J.P.モルガン 顧客本位の業務運営に関する原則 お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況 利益相反管理の取組み 日本版ステewardシップ・コードに対する取組み

以上のことから、原則2への対応は適切に行われていると評価しております。

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2021年10月から2022年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則3・4	投資先企業の 状況把握と エンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"> 当社のポートフォリオ・マネジャー、アナリスト、スチュワードシップ担当者は、投資先企業と様々な形で対話、情報収集を行っています。企業説明会やスモールミーティングへの参加、経営陣(トップマネジメント)やIR担当者との個別面談、電話取材、Eメールでの情報交換などを通じて、状況の把握に努めております。 当社グループは、エンゲージメントの焦点を明確にするために、普遍的かつ長期的に適用できると考えるスチュワードシップにおける5つの優先事項として、ガバナンス、長期目標との戦略の整合性、人的資本管理、ステークホルダーエンゲージメント及び気候変動リスクを特定しております。当社は、これらの優先事項への関連性及び運用戦略上の重要性と、アナリストの評価に照らしてエンゲージメント対象企業を特定のうえ、当該企業へのエンゲージメントを実施し、その成果を検証し、進捗を把握することにより、エンゲージメントの実効性を高めております。例えば、投資先企業におけるTCFD(*1)の提言に沿った開示の有無や開示内容の質(経営陣のかかわり方、シナリオ分析や具体的なリスクに関する議論)等、気候変動リスクに関する対話を実施しており、今後も継続いたします。また、取締役会及び人的資本における多様性の確保に対する取組みや、サプライチェーン・マネジメントの体制強化も促しております。 当社グループとして、2021年にはグローバルで1300社以上の企業とESGに関するエンゲージメントを実施しました。そのうち、運用戦略上の重要性が高く、かつ重点的に取り組むべき喫緊のESG課題があると判断したフォーカス・リスト企業114社については、インベストメント・スチュワードシップ部として定期的にエンゲージメントを実施し、その成果及び進捗状況をマイルストーンに基づいて管理する仕組みを整えました。フォーカス・リスト企業に対する具体的なアプローチやエンゲージメント事例については、2021年のインベストメント・スチュワードシップ・レポートに記載しております。 当社は、優先事項に関するエンゲージメントの成果向上を目的に、30% Club Japanのインベスターグループ*2、Climate Action 100+ (CA100+)*3及びAsian Corporate Governance Association (ACGA)*4などの協働イニシアティブに参加し、投資先企業に働きかけております。 	2021年インベストメント・スチュワードシップ・レポート(英語)
		<p>*1 Task Force on Climate-related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示タスクフォース) *2 30% Club Japan (企業の重要意思決定機関における女性割合の向上を目的としたキャンペーン) *3 CA100+ (気候変動問題の解決を促す協働エンゲージメント活動) *4 ACGA (企業のコーポレート・ガバナンスのあり方について各種提言を行う協会)</p>	

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2021年10月から2022年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則3・4	投資先企業の 状況把握と エンゲージメント	<p>ご参考: 優先事項に関するエンゲージメントの事例</p> <p>化学会社であるA社(仮称)とエンゲージメントを行い、同社の取締役会の構成について継続的に議論しました。当社からは、取締役会における社外役員の比率が3分の1にとどまっていることや、女性向け製品の売上に占める割合が大きいという事業特性の観点から、女性取締役が1名のみであることに対しても懸念があると伝えました。また、サプライチェーンに関して、全社における品質マネジメント方針の策定や取引先に向けたサプライヤー認証、品質管理体制の整備も必要であることを説明しました。A社は、本年3月の株主総会において、社外取締役を2名増員し、うち1名は2人目となる女性社外取締役を選任する議案を提出しました。またその後の対話のなかで、次世代経営者の育成プログラムのなかでも女性・外国人の役員登用に向けた準備を重ねていることを確認しました。A社とは、今後もガバナンスやサプライチェーンに関する対応について定期的に対話をしていく予定です。</p> <p>その他のエンゲージメント事例については、2021年のインベストメント・スチュワードシップ・レポートに記載しております。</p> <p>以上のことから、原則3及び4への対応は適切に行われていると評価しております。</p>	2021年インベストメント・スチュワードシップ・レポート(英語)

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2021年10月から2022年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則5	議決権行使	<ul style="list-style-type: none"> 当社では、「議決権行使に関する基本的な考え方」において明確な議決権行使の方針を定めており、ホームページにて公表しております。議決権行使を有効に機能させるための意思決定プロセス等の組織体制が構築されており、当社の投資哲学(アクティブ運用)との一貫性が確保されていると考えています。議決権行使助言会社の助言は参考情報として活用しておりますが、最終判断は当社による意思決定です。 書面上の情報のみでは判断が難しい議案がある場合、株主提案、または当社の行使基準に解釈余地がある場合等、慎重な行使判断が求められる状況においては、情報収集に努め、より綿密な議論を行うことで、適切な議決権行使がなされるよう工夫しています。スチュワードシップ活動において重点的に取り組む5つの優先事項を設定する等により、企業とのエンゲージメントを強化し、投資先企業に対する理解を深め、議決権行使の判断にも活かしております。 当該期間においては、下記を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> 議決権行使委員会を四半期毎に開催 臨時の委員会の開催 議決権行使ガイドラインを改訂(過半の社外取締役・女性取締役の選任) グローバルで統括するスチュワードシップの責任者を配置し、議決権行使におけるグローバルでの連携を強化 また、議決権行使結果のモニタリングを実施するとともに、精査を要する議案について検討することで適切に議決権行使の判断を行いました。 本年6月の総会において、弊社委託先の議決権行使助言会社にて、1総会の1議案に関して誤った行使判断の入力が行われるという事務過誤が発生しました。今後かかることのなきよう、委託先とともに体制を強化し、再発防止策が適切に実行されているかについて監視していく所存です。 行使結果については、年に4回、個別企業・個別議案毎にホームページにて公表しました。2021年7～9月以降、賛否を問わず、全ての議案の行使判断理由を四半期毎に開示しております。 <p>以上のことから、原則5への対応は適切に行われていると評価しております。</p>	<p>議決権行使に関する基本的な考え方(ガイドライン)</p> <p>2022年4～6月株主総会 議案別議決権行使指図結果/個別銘柄の行使判断の開示</p> <p>2022年1～3月株主総会 議案別議決権行使指図結果/個別銘柄の行使判断の開示</p> <p>2021年10～12月株主総会 議案別議決権行使指図結果/個別銘柄の行使判断の開示</p> <p>2021年7～9月株主総会 議案別議決権行使指図結果/個別銘柄の行使判断の開示</p>

日本版ステewardシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2021年10月から2022年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則6	顧客・受益者への報告	<ul style="list-style-type: none">顧客向けステewardシップ活動報告を要望に応じて年に1回行っております。この際の報告資料は、顧客のニーズに合わせて、個別に対応することに努めております。ステewardシップ・コードに対する取組みの自己評価をホームページで開示し、「お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況」においてもステewardシップ活動についてご報告しております。エンゲージメント活動については、当社グループの共通のプラットフォームに記録し、グループ内で共有しております。また、主なエンゲージメント実績についてはインベストメント・ステewardシップ・レポートに記載し、ホームページにて公表しております。 <p>以上のことから、原則6への対応は適切に行われていると評価しております。</p>	お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況 2021年インベストメント・ステewardシップ・レポート(英語)

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2021年10月から2022年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則7	対話の実力向上	<ul style="list-style-type: none">対話やESGの考慮に関する定量的な効果測定は難しいことから、対話の進捗状況やESGの考慮の効果 を定性的に把握する努力を重ねております。その一環として、当社ではスチュワードシップ担当者が、当社 グループが定めた5つのスチュワードシップ優先事項に沿ったエンゲージメントを推進し、建設的な対話と エンゲージメントの成果の向上に努めております。また、エンゲージメントを実施する投資先企業を特定す る上では、運用部門と協働して、投資上の重要性や企業の有する課題などに鑑み、エンゲージメントを実 施する企業を特定しております。当該期間においては、喫緊のESG課題があると判断したフォーカス・リスト企業に対するエンゲージメント の進捗等について四半期毎に議論するエンゲージメント・ワーキンググループを立ち上げ、スチュワード シップ担当者と株式及び債券の運用担当者との連携を深め、個別企業へのアプローチ強化とともにエン ゲージメントのベストプラクティスや失敗事例の共有、関連知識の蓄積に努めました。スチュワードシップ責任を果たす上で、専門知識の習得機会を増やすことも意識しており、外部の専門家と の対話やセミナー参加等にも努めています。とりわけ、当該期間においては、スチュワードシップ担当者が グローバルで連携し、5つのスチュワードシップ優先事項に沿ってそれぞれが重点テーマ毎にグローバル ベストプラクティスやエンゲージメント・アプローチの研究を深める活動を実施し、グローバルでより先進的 な取組みの発掘や専門性の強化に努めました。企業への働きかけが具体的な変化をもたらすには時間を要するものの、中長期的な視点に基づく企業へ の働きかけを粘り強く継続することが、企業価値の向上に広く繋がるものと認識しており、今後もより効果 的な対話を目指して活動を続けることが重要だと考えております。また、経営陣を中心とする企業との直接 対話を継続的に行うなかで、当社の問題意識を明示し、共有する努力を行っています。適切な取締役会の 構造や、株主還元を含む資本生産性に関する考え方、サステナビリティへの対応も含めた対外コミュニ ケーションのあり方など、企業に姿勢の変化を促すには継続的な対話を根気よく続けることの必要性を感 じております。	

以上の取組みから、原則7への対応は適切に行われていると評価しております。